

機能要件の検討についての確認事項

1. 第2回検討会資料2（抜粋）

第2回検討会に向けての論点整理（総論部分）
住民記録システム標準仕様書の範囲と作成の進め方（案）

3. 検討の対象

(2) 粒度（※）

<方針案>

大部分のカスタマイズを抑制できる程度の細かな粒度による標準化が必要であり、さらに、以下の点にも留意することとする。

- 単に複数のシステムの共通点を抜き出した最大公約数的なものだけでなく、実際に市区町村で使われているシステムを参考に標準を設定
- 将来のデジタル社会においてあるべき姿（電子化・ペーパーレス化）を視野に標準を設定
- 法令上必要な機能のみならず、便利機能・過誤防止機能、DV対応等の現場ニーズに基づく機能、デジタル社会に必要な機能も含めて標準仕様書に盛り込む。
- 標準として盛り込むべきものだけでなく、標準として盛り込む必要がないものも整理する。

5. 議論の方法

<方針案>

構成員間に意見の相違が生じた場合、以下の方針に基づいて決定する。

- 個別自治体における既存の業務プロセスの相違をシステムの標準化ができない理由としない。（標準化されたシステムに個々の業務プロセスを合わせることを想定し、標準仕様書においては、システムの標準のみならず、標準的業務プロセスも示すこととする。）
- 複数の有効な選択肢がある場合は、費用対効果も踏まえ、住民サービスや業務の効率性の観点からより良いものを選ぶ。
- 全員一致に至らなかったとしても、原則として両論併記でなく、一案のみとする。
（パラメータ対応を増やすと価格に跳ね返る。）
- 現在の調達仕様書を基本としながらも、ある程度、未来志向の要素（例：マイナンバーカードの活用、データ利活用）も盛り込み、あるべき姿を描く。

2. 「粒度が細かい」の意味

細かい機能要件までその要否が判断され、複数の選択肢から絞り込みがなされていることを「粒度が細かい」と言う。

多くの機能を盛り込むことを「粒度が細かい」と言うのではない。

(例)

例えば、以下では、仕様書 Y は、帳票 B の要否を判断していることから、仕様書 X と比べて粒度が細かいと言えるが、仕様書 Z も、同様に帳票 B の要否を判断していることから、仕様書 Y と仕様書 Z は、同程度の粒度の細かさであると言える。

仕様書 X

- ・ 帳票 A が出力できること。

仕様書 Y

- ・ 帳票 A が出力できること。
- ・ 帳票 B が出力できること。

仕様書 Z

- ・ 帳票 A が出力できること。
- ・ 帳票 B を出力する機能は不要

3. 「粒度が細かい」かどうかの判断基準の例

「粒度が細かい」かどうかは、個々の要件ごとに判断するほかないが、例えば、以下が判断基準となり得る。

- カスタマイズの抑制につながるレベルの粒度か。
- 地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様を定義するのに十分な粒度か。

4. スケジュール

令和 2 年春に、住民記録システム標準仕様書案の市区町村・ベンダ照会を行うこととしており、分科会としては、今回を含めた 3 回程度で、住民記録システムに必要な機能について整理しきる必要がある。